

すべてのサービスは無料でご利用いただけます。

*診療関連資料の取得や交通費等の経費、紹介された医療機関での診療にかかる費用は自己負担となります。

① 24時間電話健康相談サービス

医師・保健師・看護師などの経験豊かなスタッフによる
24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

ご相談いただける内容

健康
医療
介護
育児
メンタルヘルス

ご利用いただける方

この保険の契約者(個人契約のみ)・被保険者とその配偶者および同居のご家族

③ メディカルナビゲーション

A セカンドオピニオン※1 手配サービス

納得できる治療を選択するために、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※2)へセカンドオピニオンを手配します。

B 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

C 「ドクターが薦める専門医」 情報提供サービス

ドクターやにより推薦・選考された専門医※3をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

ご利用いただける方

この保険の契約者(個人契約のみ)・被保険者

※1 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。

※2 主治医からの紹介状とともに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師。

※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議会において、推薦・選考された専門医。

*上記サービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。

*このサービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。

*利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉



メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ
〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
(メディケア生命コールセンター)

0120-315056

<https://www.medicarelife.com/>

30-M211-102-26029299(2026.2.1)



このパンフレットは、環境に
配慮した植物性インキを
使用しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2026年2月

資産をのこす まもる がんにもそなえる

NEW



一時払がん医療終身保険(26)

メディフィット
一時払終身 +がん
プラス

大切な資産をまもりながら
がん保障もプラス



メディケア生命
住友生命グループ



もっと!
フィット!

メディフィット
一時払終身+がん
プラス

なら、生涯の死亡保障・資産をまもる機能に、がん医療保障をプラス。

がんにより各種給付金をお受け取りいただいた場合でも、死亡保険金額・解約返戻金額^{※1}は減りません。

のこす

一生涯の死亡保障

ご契約から一定期間を経過すると、
死亡保険金額は生涯増え続けます。

相続税の非課税枠のご活用等、
相続対策にお役立ていただけます。

ご家族のために資産を
しっかりのこしたいですね!



*相続税の非課税枠のご活用等については7ページをご確認ください。

まもる

資産をまもる機能

ご契約から一定期間を経過すると、
解約返戻金額^{※1}は
一時払保険料と同額に達し、
生涯増え続けます。

当面使わない資産を
着実にまもりたいですね!



そなえる

生涯のがん医療保障

がんによる入院・手術・
放射線治療等も保障します。

がんの治療にも
そなえられるので
安心ですね!



^{※1} ご契約から一定期間を経過するまでは、解約返戻金額は一時払保険料と同額を下回ります。

3つの告知項目がすべて「いいえ」なら、
お申し込みいただけます。

1 現在までに、がんと「医師に診断されたこと」が
ありますか。

がんには、上皮内がん^{※2}、高度異形成、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、真正赤血球増加症、骨髓異形成症候群、本態性血小板血症、カルチノイド(神経内分泌腫瘍)などを含みます。

Check!

いいえ



2 過去2年以内に、下記 表1 の病気で「医師の診察
(検査・治療・投薬を含む)をうけたこと」がありますか。

表1

肺・気管支	慢性閉塞性肺疾患(COPD)、肺気腫、じん肺、間質性肺炎(肺線維症を含む)
胃腸	かいよう性大腸炎、クローン病
肝臓・胆のう・すい臓	慢性肝炎(肝炎ウイルスキャリアを含む)、肝硬変、慢性すい炎、すいのう胞
腎臓・尿管	慢性腎炎、腎不全、ネフローゼ、のう胞腎
女性の病気	子宮頸部異形成、胞状奇胎、子宮内膜増殖症
しゅよう・ポリープ	しゅよう(子宮筋腫、卵巣のう腫を除く)、ポリープ
その他	貧血(鉄欠乏性貧血を除く)、日光角化症、白板症

いいえ



3 過去2年以内に、健康診断・がん検診または人間ドックで下記 表2 の検査について「要再検査・要精密検査・要治療のいずれかを指摘されたこと」がありますか。

(その後の再検査・精密検査の結果、医師より治療の必要なしと言われた方は該当しません。)

表2

検査	胸部レントゲン、上部消化管レントゲン、CT、MRI、便検査、内視鏡、超音波(エコー)、子宮がん検診、乳がん検診、脳ドック、甲状腺触診、肝炎ウイルス、白血球(WBC)、しゅようマーカー、PET、「組織・細胞」の検査
----	--

いいえ



^{※2} 上皮内がんとは、がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます(部位によって上皮内がんの定義は異なります)。

被保険者の健康状態のほか、職業・メディケア生命での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないこともあります。

お支払理由や留意事項などについては、詳細ページおよび11~12ページに記載しておりますので、必ずご確認ください。



は、「お客様の大切な資産をまもり、価値あるものに。」そんな想いから生まれた保険です。

ご契約時

- 基本保険金額(一時払保険料)**100万円**以上、満年齢**0~85歳**でお申し込みいただけます。

*主契約の基本保険金額(一時払保険料)は100万円~3,000万円までお申し込みいただけます(特約は一律50万円)。主契約と特約で合計3,050万円までお申し込みいただけます。

- **3項目の告知**でお申し込みいただけます。

*ご契約にあたっては、健康状態の告知が必要です。健康状態の告知については2ページをご確認ください。

- 死亡保険金受取人は被保険者からみた続柄が、**配偶者**を含む**3親等以内の親族**の範囲内でご指定いただけます(個人契約の場合)。

- **ご契約時**に、適用される**予定利率**が確定し、**死亡保険金額・解約返戻金額**が何年後にいくらになるかが**確定**します。

*ご契約後に変わることはあります。

保険期間中

- のこす**
- ご契約から一定期間を経過すると、死亡保険金額は**生涯増え続けます**。

*ご契約から一定期間を経過するまでは、死亡保険金額は一時払保険料と同額です。(死亡保険金額は一時払保険料と同額を下回りません。)

- まもる**
- ご契約から一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料と同額に達し、**生涯増え続けます**。

⚠ ● ご契約から一定期間を経過するまでは、解約返戻金額は一時払保険料と同額を下回ります。

- そなえる**
- **がん**医療保障(**入院・手術**等)も**生涯保障**です。特約を付加すると、がんによる先進医療・患者申出療養にもそなえることができます。

がんにより各種給付金をお受け取りいただいた場合でも、死亡保険金額・解約返戻金額が減ることはありません!

お受取時

- 被保険者がお亡くなりになったとき、あらかじめご指定いただいた死亡保険金受取人が**死亡保険金**をお受け取りいただけます。

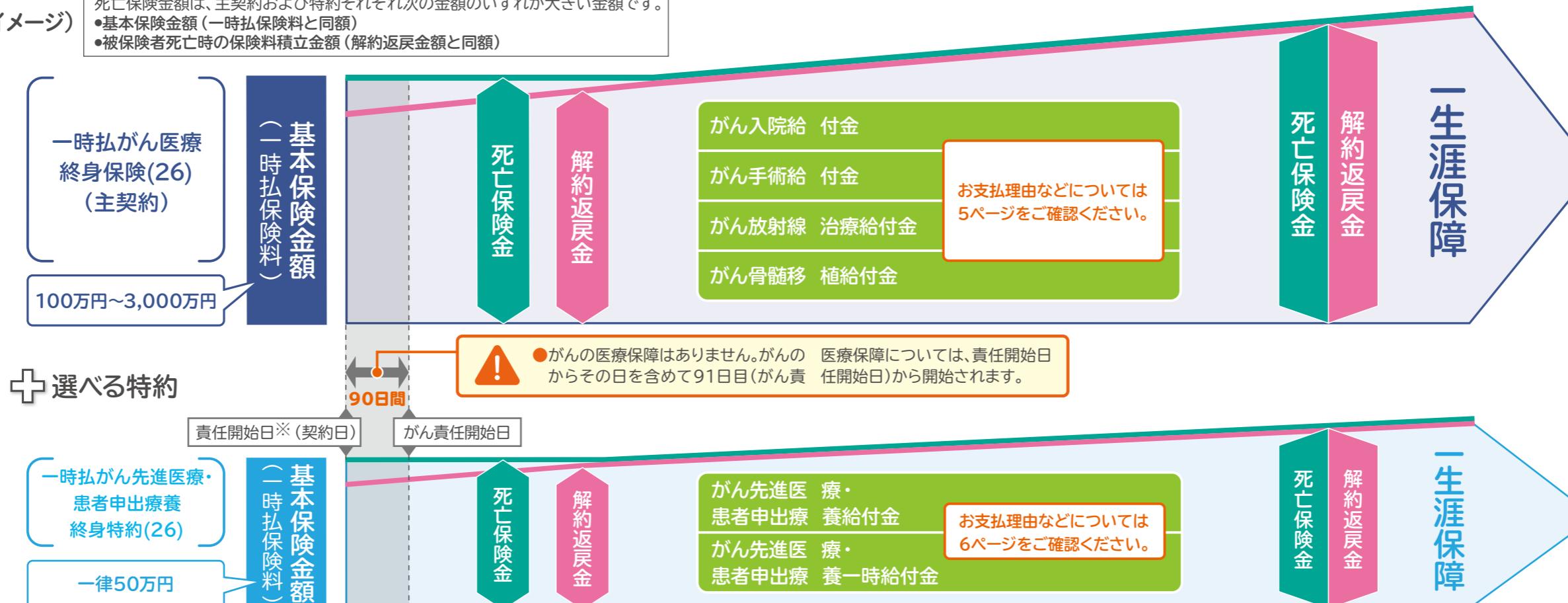
- まとまった資金が必要になれば、いつでもご契約を解約し、**解約返戻金**をお受け取りいただけます。

- がんにより、入院・手術等を受けられたとき、**給付金**をお受け取りいただけます。

● 仕組み図(イメージ)

死亡保険金額は、主契約および特約それぞれ次の金額のいずれか大きい金額です。

- 基本保険金額(一時払保険料と同額)
- 被保険者死亡時の保険料積立金額(解約返戻金額と同額)



● 予定利率は、金利情勢に応じて毎月1日に設定され、契約における利率が保険期間を通じてご契約に適用されます。

そのため、この保険をお申し込みいただいた月の月末までに一時払保険料相当額のお払込みが完了の場合および告知が行われない場合、ご契約に適用される予定利率は、お申込時にご案内した予定利率と変わることがあります。予定利率が変わると、死亡保険金額や解約返戻金額等の推移も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

死亡保険金額や解約返戻金額の推移および予定利率については設計書を必ずご確認ください。

※ ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の死亡保障が開始(責任開始)されます。ご契約の死亡保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

生涯の死亡保障・がん医療保障。

一時払がん医療終身保険(26)

契約年齢 0~85歳
保険期間 終身

死亡されたとき、死亡保険金をお受け取りいただけます。**ご契約から一定期間を経過すると、死亡保険金額は生涯増え続けます。**がんによりお支払理由に該当されたとき、各種給付金をお受け取りいただけます。

各種給付金をお受け取りいただいた場合でも、
死亡保険金額は減りません

がんによる入院・手術等を
支払日数・回数無制限で保障

基本保険金額※1 500万円(がん入院給付日額※2 5,000円)の場合

保険金・給付金名	お支払理由の概要	お支払金額	お支払限度	お受取額例
死亡保険金 がんに限らず 保障	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・ 基本保険金額 ※1 (主契約の一時払保険料と同額) ・被保険者死亡時の主契約の 保険料積立金額 (解約返戻金額と同額)	—	500万円 以上
がん入院 給付金 ※3	がんにより1日以上入院されたとき	がん入院給付日額※2 × 入院日数	支払日数 無制限	5,000円 × 入院日数
がん手術 給付金 ※3	がんにより公的医療保険制度対象の手術を受けられたとき	がん入院給付日額※2 × 10倍	支払回数 無制限	1回につき 5万円
がん 放射線治療 給付金 ※3	がんにより公的医療保険制度対象の放射線治療を受けられたとき	がん入院給付日額※2 × 10倍	支払回数 無制限 (60日に1回)	1回につき 5万円
がん 骨髓移植 給付金 ※3	がんにより公的医療保険制度対象の骨髄移植術を受けられたとき	がん入院給付日額※2 × 10倍	支払回数 無制限	1回につき 5万円

*死亡保険金額・解約返戻金額については設計書をご確認ください。

※1 お取扱範囲:基本保険金額100万円~3,000万円

※2 がん入院給付日額は、主契約の基本保険金額に0.001を乗じて計算します。

※3 がんの医療保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合は、がんの医療保障について、給付金をお支払いできません。この場合、以後のがんの医療保障はありません。

※4 上皮内がんとは、がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます(部位によって上皮内がんの定義は異なります)。

- ご契約から一定期間を経過するまでは、解約返戻金額は一時払保険料と同額を下回ります。
- 診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
- ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。

*保険金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

がんによる先進医療や患者申出療養の治療費に備えられます。

契約年齢 0~85歳
保険期間 終身

一時払がん先進医療・患者申出療養終身特約(26)

死亡されたとき、死亡保険金をお受け取りいただけます。**ご契約から一定期間を経過すると、死亡保険金額は生涯増え続けます。**がんにより先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき、給付金をお受け取りいただけます。

各種給付金をお受け取りいただいた場合でも、
死亡保険金額は減りません

がんによる先進医療・患者申出療養を
通算**2,000万円**まで保障

基本保険金額 一律50万円

保険金・給付金名	お支払理由の概要	お支払金額	お支払限度
死亡保険金 がんに限らず 保障	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・ 基本保険金額 ※1 (この特約の一時払保険料と同額) ・被保険者死亡時のこの特約の 保険料積立金額 (解約返戻金額と同額)	お受取額は 50万円 以上
がん先進医療・ 患者申出療養 給付金 ※3	がんにより先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	先進医療・患者申出療養にかかる 技術料相当額 (自己負担額)	15万円
がん先進医療・ 患者申出療養 一時給付金 ※3	がんにより先進医療または患者申出療養による療養を受けられたとき	がん先進医療・患者申出療養給付金とがん先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して 2,000万円	—

*死亡保険金額・解約返戻金額については設計書をご確認ください。

*先進医療と患者申出療養については10ページのQ3・A3をご確認ください。



- ご契約から一定期間を経過するまでは、解約返戻金額は一時払保険料と同額を下回ります。
- 療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。

その他の留意事項については11~12ページに記載しておりますので、必ずご確認ください。

1 のこしたい人にのこせます



2 スムーズに現金をお受け取りいただけます

預貯金などの相続財産を現金化できるのは、一部を除き、遺産分割協議後になるため、現金化には時間がかかります。死亡保険金ならすみやかに現金を準備でき、必要な費用に充てることができます。※2

〈死亡保険金のお受取りの流れ〉



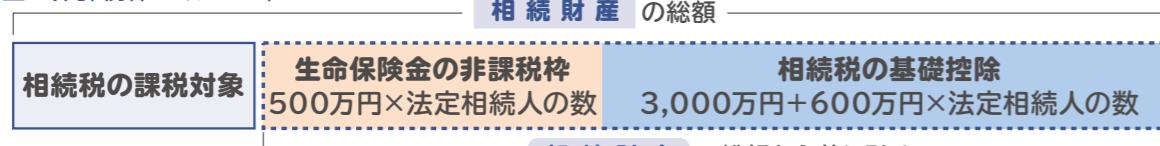
※2 請求書類の不備や記載内容に不明点がなく、事実確認を要さない場合には、請求書類がメディケア生命に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に死亡保険金などをお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。詳細は「約款」「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」をご確認ください。

※3 生命保険金は遺産分割協議の対象とはならないものの、相続人の間に著しい不公平が生じる場合、遺産分割協議等に影響を与えることもあります。

3 死亡保険金には「生命保険金の非課税枠」があります

契約者(保険料負担者)と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、生命保険金の非課税枠を活用できます。

〈生命保険金の非課税枠のイメージ〉



*死亡保険金のうち「500万円×法定相続人の数」までが非課税となります。死亡により支払われた他の死亡保険金等※4と合算のうえ非課税枠を超えない場合は、すべて非課税となります。

※4 病気やケガ等により支払われた入院給付金・手術給付金等は含まれません。

●記載の内容は2025年12月現在の内容です。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。 ●個別の税務取扱いについては、必ず税理士などにご相談の上、ご自身の責任においてご判断ください。

*個人契約の場合

ご契約時のお取扱い

ご契約時にお払い込みいただいた保険料は、その年の「介護医療保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

死亡保険金を受け取る場合のお取扱い

死亡保険金を受け取る場合の課税は、下表のとおりです。相続税の非課税枠については7ページの③をご確認ください。

ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
Aさん	Aさん	Bさん	相続税
Aさん	Bさん	Aさん	所得税(一時所得※5)+住民税
Aさん	Bさん	Cさん	贈与税

※5 一時所得の課税対象額 = { (収入〔解約返戻金額または死亡保険金額〕 - 必要経費〔払込保険料〕) - 特別控除} × 1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円までとなります。

解約または減額(一部解約)した場合のお取扱い

解約または減額(一部解約)した場合、ご契約者(保険料負担者)が受け取る解約返戻金に対して、「所得税(一時所得※5)+住民税」が課税されます。

各種給付金を受け取る場合のお取扱い

各種給付金を被保険者が受け取る場合は、非課税になります。

【各種給付金】がん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金、がん骨髄移植給付金、
がん先進医療・患者申出療養給付金、がん先進医療・患者申出療養一時給付金

*その他の個人契約における税務のお取扱いについては、メディケア生命ホームページ「生命保険と税金について」
(<https://www.medicarelife.com/contractor/hokenzeikin>) をご確認ください。

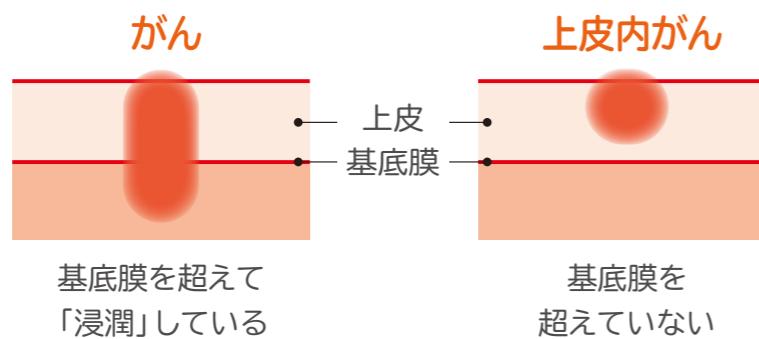
「生命保険と税金について」
ここからアクセス!



*法人契約における税務のお取扱いについては、「メディフィット一時払終身+がん 法人契約 税務(経理処理)について」をご確認ください。

Q1 上皮内がんとは何ですか？

A1 がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます。



*部位によって上皮内がんの定義は異なります。

Q2 高額療養費制度について教えてください。

A2 1か月間に一定限度額以上の自己負担金が発生した場合に、高額療養費として支給を受けることができる制度です。同一月内の診療であることなどの条件があります。

自己負担限度額 (70歳未満の1か月あたり。健保の場合)

年収約1,160万円以上 (標準報酬月額83万円以上)	→ 25万2,600円 + (医療費-84万2,000円)×1%	→ 14万 100円
年収約770万円～約1,160万円 (標準報酬月額53万円～79万円)	→ 16万7,400円 + (医療費-55万8,000円)×1%	→ 9万3,000円
年収約370万円～約770万円 (標準報酬月額28万円～50万円)	→ 8万 100円 + (医療費-26万7,000円)×1%	→ 4万4,400円
年収約370万円以下 (標準報酬月額26万円以下)	→ 5万7,600円	→ 4万4,400円
住民税非課税者	→ 3万5,400円	→ 2万4,600円

*高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」よりメディケア生命作成

*記載の内容は2025年12月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

Q3 先進医療と患者申出療養について教えてください。

A3 以下のとおりです。

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療にむけて検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

先進医療

あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています。

<費用負担>

技術料
(全額自己負担) + 入院基本料など
(保険適用3割負担※)

先進医療には
有効な治療がない

先進医療での新規の
受付が終了した

患者申出療養

保険診療や先進医療で有効な治療法がない場合などに、主治医に相談して、これまでなかった治療を国が認める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。

<費用負担>

技術料
(全額自己負担) + 入院基本料など
(保険適用3割負担※)

※ 年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。

Q4 メディフィット一時払終身+がんは、

勤務先によって申し込めないことがあると聞いたのですが？

A4 はい、法令上の規制(構成員契約規制)により、お客様のお勤め先等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。詳しくは募集代理店またはメディケア生命までお問い合わせください。

ご検討にあたりご確認いただきたい事項



- この商品パンフレットは保険商品の概要を説明したものです。
 - 各保険金・給付金などのお支払理由の詳細は約款に定められており、所定の条件を満たす必要があります。必ずご確認ください。
 - ご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご確認ください。
 - 医療費などの費用は、各自治体の助成制度などにより軽減されることがあります。お住まいの地域などによって制度が異なりますので、詳しくは各都道府県・市区町村などにご確認ください。
- * 法人契約の場合には、税務のお取扱いが異なります。詳細を確認されたい場合は、「メディフィット一時払終身+がん 法人契約 税務(経理処理)について」をご確認ください。
- * 法人契約のご検討にあたっては、「設計書」の「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご確認ください。

一時払がん先進医療・患者申出療養終身特約(26)について

「先進医療」「患者申出療養」について

- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。

給付金等について

- がん先進医療・患者申出療養一時給付金のお支払限度は60日に1回です。
- 先進医療または患者申出療養にかかる技術料(自己負担額)が「0」である場合、がん先進医療・患者申出療養給付金およびがん先進医療・患者申出療養一時給付金をお支払いしません。
- 同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

死亡保険金・解約返戻金について

死亡保険金について

- ご契約から一定期間を経過するまでは、死亡保険金額は一時払保険料と同額です。ご契約から一定期間を経過すると、死亡保険金額は生涯増え続けます。

解約返戻金について

- ご契約から一定期間を経過するまでは、解約返戻金額は一時払保険料と同額を下回ります。ご契約から一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料と同額に達し、生涯増え続けます。

お支払理由の変更について

- 公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払理由を変更することがあります。詳細については「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。

死亡保険金額や解約返戻金額の推移および予定利率については
設計書を必ずご確認ください。

MEMO

MEMO